

保険料払込免除特約(無配当)

特長

三大疾病・障害状態・要介護状態になられたとき、以後の保険料のお払込みが不要になります。

主契約の被保険者*が次の状態になられたとき、主契約と付加された特約について、以後の保険料のお払込みが不要となります。三大疾病や障害状態などにより、収入が減少したときも健康時と同様の保障を継続することができます。

- 三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)で所定の状態になられたとき
- 所定の障害状態になられたとき
- 所定の要介護状態になられたとき

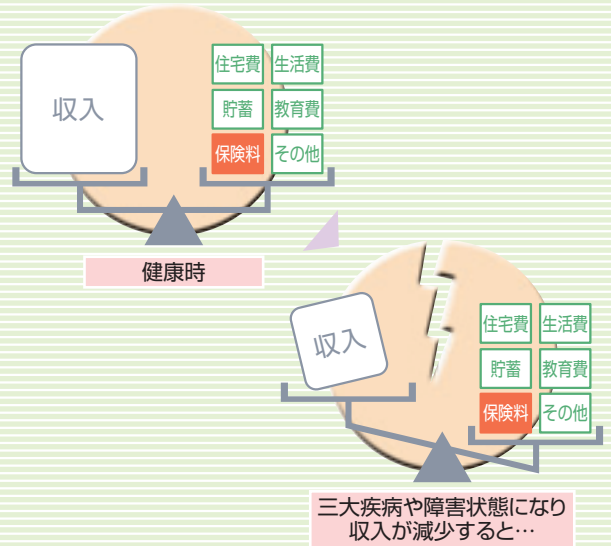
*ファミリー保険の場合はご主人。

■詳細につきましては、裏面および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

70歳まで自動的に更新します。

この特約の保険期間は、主契約の保険料払込期間と同一となります。なお、主契約が自動更新するときには、保険料払込免除特約も同時に更新します。ただし、保険料払込免除特約を付加している場合、主契約の自動更新は、最長70歳までとなります。

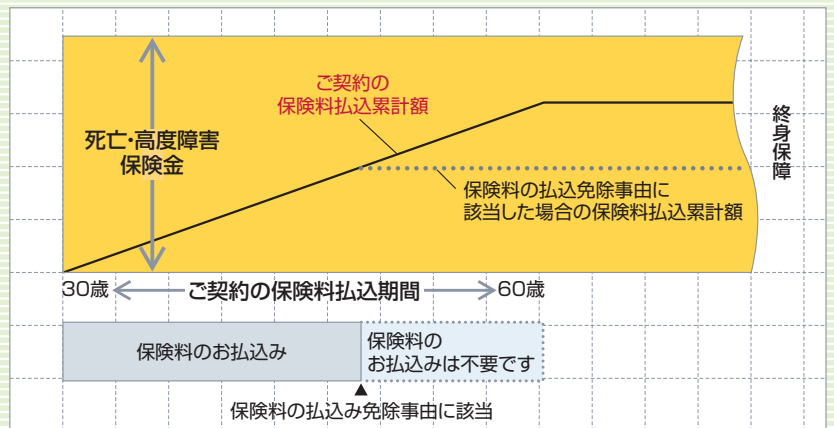
■更新可能なご契約につきましては、事前に当社よりご連絡いたします。



仕組みとご契約例

- 被保険者 35歳 男性
- 保険種類 積立利率変動型終身保険
- 保険金額 1,000万円
- 保険期間 終身
- 保険料払込期間 60歳まで
- 個別毎月払保険料
 - 保険料払込免除特約を付加したとき 24,605円
 - 保険料払込免除特約を付加しないとき 23,060円
 - 保険料払込免除特約部分 1,545円

■保険料は年齢・性別・保険種類によって異なります。



付加できる主契約

- 積立利率変動型終身保険
- 無解約返戻金型平準定期保険
- 平準定期保険
- 平準定期保険(喫煙リスク区分型)
- ニューエグゼクティブライフ
- ニューエグゼクティブライフ(喫煙リスク区分型)
- 逓減定期保険
- 家族収入保険*1
- 変額保険(終身型)
- 5年ごと利差配当付終身介護保障保険
- 終身介護保障保険(低解約返戻金型)

- 生前給付保険(終身型・定期型)*2*98
- 三大疾病収入保障保険
- 総合医療保険・低解約返戻金特則付総合医療保険
- 長期総合医療保険
- がん保険
- 終身がん保険(O8)
- 有期払込終身保険*2
- ファミリー保険*2
- 逓減定期保険(喫煙リスク区分型)*2
- 家族収入保険(喫煙リスク区分型)*1*2
- 生活保障保険*2

- 次の場合には、この特約を付加することはできません。
 - 主たる被保険者の年齢が15歳未満の場合
 - 主契約の保険料払込期間が70歳を超える場合
 - 主契約特約の保険料払込期間が5年未満の場合
 - 保険料の払込方法が一時払の場合
 - 逓増定期保険特約を付加した場合

- *1 生活保障特則付も含む。
- *2 新契約での販売を停止しています。
- 所定の要件を満たした場合、現在ご加入いただいている左記の主契約に、この特約を中途付加することもできます。特別条件が適用されている場合や、生存給付金特約が付加されているときなど、中途付加できないことがありますので、詳細につきましては担当者へお問い合わせください。

保障の対象となる特約

上記の主契約に次の特約が付加されている場合は、その特約も保険料払込免除特約の保障の対象となります。

- 無解約返戻金型平準定期保険特約
- 平準定期保険特約
- 平準定期保険特約(喫煙リスク区分型)
- 逓減定期保険特約
- 逓減定期保険特約(喫煙リスク区分型)*2
- 家族収入特約*1
- 家族収入特約(喫煙リスク区分型)*1*2
- 入院総合保障特約(87)
- 家族入院総合保障特約(87)*2
- 成人病総合保障特約(95)
- がん特約
- 災害死亡給付特約
- 傷害特約
- 生前給付終身保険特約
- 生前給付定期保険特約
- 5年ごと利差配当付介護一時金特約
- 介護一時金特約
- 生活習慣医療特約
- 新女性医療特約
- 新特定疾病診断給付金特約
- 新退院給付金特約
- 新通院医療特約
- 新介護医療特約
- 成人医療特約
- 女性医療特約
- 特定疾病診断給付金特約
- 入院初期給付特約
- 退院給付金特約
- 通院医療特約
- 先進医療特約
- 入院時手術給付特約
- 生活保障特約*2
- 介護医療特約*2

*1 生活保障特則付も含む。 *2 新契約での販売を停止しています。

ご契約に際して

▶ 保険料の払込免除事由 (詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

次の状態になられたときには、この特約が付加されている主契約・特約の以後の保険料のお払込みは不要となります。

● 障害状態による保険料の払込免除

国民年金法施行令第4条の6別表(2004年4月2日現在)の障害等級1級・2級、厚生年金保険法施行令第3条の8別表第1(2004年4月2日現在)に定める障害等級3級程度の障害の状態(下表)があり、かつ、その状態が永続的に回復しない状態になられたとき。

- 両眼の視力(きょう正視力)が0.1以下に減じたとき
- 両眼の視野が5度以内のとき
- 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたとき
- 中等度の平衡機能の障害のために、労働能力が明らかに半減しているとき
- そしゃくまたは言語の機能に相当程度の障害を残すとき
- 脊柱の機能に著しい障害を残すとき
- 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したとき
- 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したとき
- 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すとき
- 一上肢のおや指およびひとさし指を失ったとき、またはおや指もしくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったとき
- おや指およびひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したとき
- 一下肢をリスフラン関節以上で失ったとき
- 両下肢の10趾の用を廃したとき
- 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するとき
- 身体の機能に、労働が著しい制限を受けるかまたは労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すとき
- 精神または神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すとき

● 要介護状態による保険料の払込免除

次の要介護状態に該当し、その状態が180日継続したとき。

- 常時寝たきり状態で、下表のaに該当し、かつ、下表のb～eのうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態

- (a) ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- (b) 衣服の着脱が自分ではできない。
- (c) 入浴が自分ではできない。
- (d) 食物の摂取が自分ではできない。
- (e) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

- 器質性痴呆と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

● 三大疾病による保険料の払込免除

対象となる疾病	払込免除事由
下記を除く悪性新生物(がん) 上皮内がん/悪性黒色腫を除く皮膚がん/ 責任開始期から90日以内に診断確定された乳がん	責任開始期以後に責任開始期前を含めて初めてがんに罹患したと、医師によって診断確定されたとき
急性心筋梗塞 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞	左記の疾病を発病し、医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの産業はできるが、それ以上の活動では制限が必要な状態)が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中 脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞	左記の疾病を発病し、医師の診療を受けた日から60日以上言語障害・運動失調・麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

● ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」、「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

ご契約のしおり・約款はご契約に伴う大切なことから記載したもので、**クーリング・オフ**(お申込みの撤回)、**告知義務違反**、**免責**、**解約に関するご注意**、**契約内容の変更**など、ご契約者に必要な保険の知識について説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。また、**重要事項説明書(契約概要)**は保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものであり、**重要事項説明書(注意喚起情報)**は契約内容などにおいてご注意いただきたい情報を記載したものです。お申込みの前に必ずご一読いただき、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

● 保険種類をお選びいただく際には「ソニー生命の保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険はソニー生命の保険種類のご案内に記載されている**特約**です。ソニー生命の保険種類のご案内は当社のライフプランナーまたは代理店にご請求ください。また、最寄りの支社・営業所にもご用意してありますのでご覧ください。

【生命保険募集人について】当社の担当者(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、当社の担当者(生命保険募集人)の身分・権限等に関しまして確認をご希望のときは、カスタマーセンターまでご連絡ください。

【ご本人確認について】保険契約申込み時及び契約内容変更時(名義変更等)の手続きの際に、ご契約者または被保険者に、運転免許証やパスポート等の本人を確定し得る書類のご提示を求めて、本人であることを確認させていただくことがあります。

▶ 保険料のお払込みを免除しない場合

● 次の事由により障害状態になられたときは、保険料の払込みを免除いたしません。

- 保険契約者の故意または重大な過失
- 被保険者の故意または重大な過失
- 被保険者の犯罪行為
- 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- 被保険者の薬物依存
- 地震・噴火または津波*
- 戦争その他の変乱*
- 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)

*保険料払込免除事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎におよぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除することがあります。

● 次の事由により要介護状態になられたときは、保険料の払込みを免除いたしません。

- 保険契約者の故意または重大な過失
- 被保険者の故意または重大な過失
- 被保険者の犯罪行為
- 被保険者の薬物依存
- 被保険者が戦争その他の変乱により要介護状態になられた場合、その事由により該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響をおよぼすときは、保険料の払込みを免除しないことがあります。

▶ 総合医療保険に付加した場合

この特約の保険期間中には、保険期間を年満了・歳満了から終身保障へ変更することはできません。

▶ 買増権保証特約(92)と同時に付加した場合

保険料払込免除特約と買増権保証特約(92)を同時に付加した場合で、保険料の払込免除事由に該当したときは、買増権保証特約(92)は消滅します。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒107-8585 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館
ホームページ <http://www.sonylife.co.jp>

担当者の身分・権限等についてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158821

保険契約者ご本人以外からの契約内容に関するお問い合わせにはお答えできない場合もございます。
なお、お問い合わせの際は、保険証券等(証券番号)が分かるものをご用意ください。

担 当 者 パンフレットのご請求、商品内容のお問い合わせは下記担当者までご連絡ください。